

## 幼児教育・保育の無償化について

令和元年5月10日、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が国会で成立したことに伴い、10月1日から幼児教育・保育の無償化が開始される。

### 1 国の無償化の概要

#### (1) 対象者

- ・ 3歳から5歳までのこども
- ・ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこども

#### (2) 対象となる施設・事業

- ①幼稚園、認定こども園、保育所等
  - ・ 地域型保育（小規模保育、居宅訪問型保育等）も対象
- ②幼稚園の預かり保育（保育の必要性の認定が必要）
- ③認可外保育施設等（保育の必要性の認定が必要）
  - ・ 一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポート事業も対象
- ④就学前の障害児の発達支援

#### (3) 利用料

- ①幼稚園、認定こども園、保育所等
  - ・ 無償（子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園は月額2万5,700円まで）※通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者負担
- ②幼稚園の預かり保育
  - ・ 幼稚園の利用に加え、月額1万1,300円まで無償
- ③認可外保育施設等
  - ・ 3歳から5歳までのこどもは月額3万7,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4万2,000円まで無償
- ④就学前の障害児の発達支援
  - ・ 3歳から5歳までのこどもについて無償化
  - ※0歳から2歳の住民税非課税世帯のこどもについては既に無償

### 2 区の対応

改正法や政省令を踏まえ、現行の保育料や補助制度の見直しを進めるとともに、区報、区ホームページ等で区民・利用者への周知を行う。  
また、令和元年第3回区議会定例会に保育料条例改正の議案を提出する。